

四月二十日。前田利家、奥村家福及び千秋範昌に、その越中おこめ市場・上野村を夜襲したる功を賞す。

【温故足徴】

一八九〇

尙々人を附置、見とゞけ可申越候。内膳申次第、重も可遣候。能々相しめ可然候。以上。

おこめ市場・上野村の夜討を遣、數多打捨ニ仕、殊いかに四郎兵衛とやらん討捕候由、尤手柄共、此中内膳如存分申付令満足候。其方より遣候若きもの共、情を入手をくだき申候由内膳物語、于今不始手柄共、彌無油斷かせぎ候へ由可申付候。彼國一篇に申付候者、是非共各ニ加増を可遣候。今少ニ候間、機遣かせぎ專一に候。謹言。

卯月廿日

利家 在印

奥村助右衛門尉殿

千秋主殿 助殿

（おこめ市場は氷見郡小久米なるべし、上野村は明

らかならず。）

五月七日。前田利家、鹿島郡七尾の前田安勝に、羽柴秀吉の能登に動座することあるべきを告げ、爲に座敷を造らしむ。

【能登國古文書】

一八九一

猶以杉伐候はゞ、大なる木を、ふしなし二百間板にひかせ可申候。

一、たるき付二百連、下もち付百連、板付百連。自然くぎ無之候はゞ、有次第可給候。雜木も入可申候間、其分可被仰付候。以上。

態令申候。仍御動座之儀必定に付而、孫四郎府中迄罷下候。昨日善右衛門は此方に差下候。然者能州にも可被移御座之由候條、そさうに成共御座敷作可申候。左候はゞ

藤兵衛被仰付、杉を御きらせあるべく候。將亦壁ぬり可罷越之義、度々雖申遣候、未罷下候。堅被仰付、早々可給候。猶追而令申候。恐々謹言。

五月七日

利家 在印

坊に、將に上洛せんとするを以て祈禱せしむ。

【大福寺文書】

一八九三

返々御きねんたのみ入申候。具儀六郎可申候。以上。わざと六郎を以申候。仍秀吉様より御用のよしにて御狀を給候間、にわかには明日まかり上り候。よきやうに御きたうたのみ入申候。いさひ六郎可申候。わざと計ニはつを二十疋進入候。恐々謹言。

五月廿日

利家 在判

きたの坊御中

きたの坊御中

前 又 左

五月二十日。溝口秀勝、前田利家に、その上洛の途江沼郡大聖寺城に休憩せんことを請ふ。

【中村文書】

一八九四

被成御上洛之由候間、昨日以使者申上候間、當城迄被成御出、被懸御腰候者、忝可存候。何様路次迄御迎に可致伺候候へ共、先以使者申上候。當城まで可被成

近江

利家

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

五月二十日。前田利家、羽咋郡大福寺の僧北之

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）

（永三は羽咋郡四町村の百姓にして、この文書を傳來せる勝田氏なり。文意を案するにこゝに名を列せらるべきにあらざるべし。恐らくは後に加筆せしものにあらざるか。）